

所得税と町・県民税の申告は正しくお早めに

2月16日(金)～3月15日(金)は税の申告相談期間です

税務署からのお知らせ

確定申告はスマホからがおすすめです

確定申告書の作成・提出はスマートフォンが便利です。

スマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもスムーズにe-Taxによる申告ができます。

※申告には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

国税に関するご質問・ご相談は、国税相談専用ダイヤルへ

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901

受付時間 平日8:30～17:00

確定申告書作成会場を開設します

佐原税務署は、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※平日のみ
時間 9:00～17:00 (受付8:30～16:00)

※原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます。

※混雑回避のため、入場整理券を配布します。配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

※「令和5年分確定申告のお知らせ」はがきなどが届いた場合は、あわせてご持参ください。

税理士による無料申告相談を開催します

佐原税務署は、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書作成会場を開設します。

◆所得税・事業税・住民税の申告書作成相談

開催日	会場	時間
2月8日(木)	東庄町役場 1階 会議室2	9:30～12:00 13:00～15:30



◀ 国税庁
確定申告書等
作成コーナー



◀ 国税庁
公式LINE
アカウント

佐原税務署 個人課税部門 ☎54-1331

東庄町役場からのお知らせ

税の申告相談は予約制です

町の申告相談は予約制(先着順)です。役場町民ホールに備えてある受付簿に記名してください。(申告を受ける人数分の氏名記入が必要です)

予約受付

期間 2月8日(木)から ※電話予約不可

時間 8:30～17:15(水曜日は19:00まで)

申告相談

期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※平日のみ

時間 9:00～12:00、13:00～17:00

会場 町役場1階 町民ホール

※青色申告相談・譲渡(土地・建物・株式)申告相談は佐原税務署でご相談ください。ただし公共事業用地を譲渡した場合は、町でも受け付けします。

無収入でも町・県民税(住民税)申告を

住民税申告が必要だと思われる方には2月中旬に町から住民税申告書を送付します。提出のみの方は、申告書へご記入のうえ、役場3番窓口へ提出またはご郵送ください。

申告に必要なものは事前に用意してください

収入や必要経費がわかるもの(源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など)

各種控除の内容がわかるもの(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費通知または領収書、障害者手帳、寄附金控除証明書など)

申告者名義の通帳 ※所得税が還付になる方のみ
 マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カード+免許証など本人確認できる書類
 税務署からの「令和5年分確定申告のお知らせ」はがき、または電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

※収支内訳書、医療費の明細書は、わかるところまで事前に作成してお持ちください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

給与支払報告書の提出や償却資産の申告は
1月31日(水)まで事業主
の方へ

所得税の支払い義務がある給与支払者は、1月1日現在東庄町に在住しているすべての従業員について、令和5年中に支払った給与に関する給与支払報告書(総括表・個人明細書)を支払額の多少に関わらず提出してください。

なお、従業員は専従者・パート・アルバイト・役員・外国人技能実習生なども含まれます。

また、前々年に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合、町へ提出する給与支払報告書についても、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

なお、給与支払報告書をeLTAXで提出する際、統一CSVファイルの作成区分「2」(国税・地方税分双方)を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

●償却資産の対象になるもの

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を経営し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などが償却資産です。

これらの資産を事業用として使用している場合には、償却資産の課税対象となります。

●課税対象にならないもの

- ・耐用年数1年未満の資産
- ・取得価格が10万円未満で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ・取得価格が20万円未満で法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

基準日 1月1日 申告期限 1月31日(水)

※eLTAXで電子申告ができます

町民課 固定資産税係 ☎86-6073

固定資産評価審査委員会委員に
伊藤正己氏が再任

固定資産評価審査委員会委員として、伊藤正己氏が、町議会第3回臨時会で同意され、12月4日付けで再任されました。任期は3年間で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定します。委員会は3人の委員で構成されています。



▲伊藤 正己氏

総務課 庶務係 ☎86-6082

消費税インボイス制度

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置などがあります。詳しくは、「インボイス制度に関する情報ガイド」をご覧ください。

また、確定申告手続きは、確定申告書等作成コーナー・e-Taxを是非ご利用ください。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)



佐原税務署 法人課税第1部門 ☎54-1331(内線231)

※自動音声にしたがって、「2」を選択